

1 環境政策

【環境政策課】

地球温暖化対策や自然環境の保全・活用等の施策を実施し、「みんなでつくる 恵み豊かで持続可能な都市 ふなばし」の実現に努めている。

1 環境基本計画

環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するため、平成 9 年 3 月に船橋市環境基本計画（第 1 次）を策定し、多様な環境問題への解決に向けて取り組んできた。その後の環境問題を取り巻く状況は大きく変わり、平成 23 年 3 月に第 2 次船橋市環境基本計画を策定し、さらに環境問題対策を進めてきた。

近年では、地球温暖化が一因とされる気候変動による豪雨災害等の頻繁化・激甚化、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみ問題など地球規模の環境問題に直面している。このような状況のもと、国際的には SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて取組みが進められ、国の環境施策においても、地域循環共生圏の創造に向けて、環境・経済・社会の統合的向上を目指すとされている。

こうした環境問題や社会経済情勢の変化に対応し、本市の環境をより良いものとするため、「第 3 次船橋市環境基本計画」（計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間）を策定した。

本計画は、船橋市環境基本条例の基本理念を受けて、市民、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、人と自然が共生する環境づくりに努め、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けることができるようにすることを目的とし、本市が目指す環境像を「みんなでつくる 恵み豊かで持続可能な都市 ふなばし」と定めている。目指す環境像の実現に向け、近年重要性を増している地球温暖化への取組や恵み豊かな自然を保全・利用し、未来の世代につなげていく施策を定めるとともに、環境問題の解決だけでなく、社会・経済等も視野に入れた、市民・事業者・行政等が一体となって取り組む必要のある「船橋らしさ」を持った重点的な取組を新たに設定している。

本計画は、市の最上位計画である「船橋市総合計画」を環境面から推進するためのもので、同時に、環境行政の最も基礎となる計画として、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものである。本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されるものであり、また、市民、事業者、行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものである。

2 環境審議会

環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、市長の諮問機関として環境審議会を設置している。

◎委員構成（任期 2 年）

○学識経験者等……23 人以内

3 環境影響評価制度

開発事業による重大な環境影響を防止するため、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく環境影響評価制度がある。市では、地方公共団体の立場から、環境影響評価制度に該当する事業に対して意見を述べている。

環境部

4 環境白書（「船橋市の環境」）

船橋市環境基本条例第 8 条に基づき、前年度における本市の環境状況や環境保全の施策及び船橋市環境基本計画の進捗状況を掲載した、「船橋市の環境」を毎年発行している。

5 生物多様性

（1）生物多様性ふなばし戦略

市内の自然は、樹林地や湿地、それらを含む里山、また里海とする三番瀬や各河川があり、そこに生息する動植物で構成されている。これらの自然は、多様性に満ち、古くから私たちの暮らしに多大な恵みを与えてきた。しかし、都市化の進行等により、その自然の劣化が危惧されている。

そこで市の貴重な自然を保全・再生し、生物多様性を確保するための基礎資料となる、希少な動植物や外来生物等に関する自然の状況を把握するため、平成 25 年の秋季から平成 26 年の夏季にかけて「自然環境調査」を実施した。その結果をもとに、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な事項を定めた「生物多様性ふなばし戦略」を平成 28 年度末に策定した。戦略に基づいた市民、事業者等の多様な主体との連携により、残された貴重な自然を保全・利用するための取り組みを進めることで、樹林地や湿地等の貴重な自然が保全・再生され、人と自然が共生したまちづくりに努め、豊かな生物多様性と自然の恵みを未来へつないでいく。

また、戦略策定から 5 年が経過した令和 3 年度に、国内外の情勢や施策の進捗状況を鑑み、本戦略の改定を行った。その中で、短期目標年度である令和 8 年度までに特に重点的に進めていく施策・取組を「リーディングプロジェクト」として設定した。

改定した戦略に基づき、ふなばしエコカレッジの開講、指標種を用いたモニタリング調査の拡充や事業者を対象とした生物多様性に関する普及啓発等の施策を展開していく。

（2）自然環境調査

平成 25 年の秋季から平成 26 年の夏季にかけて市内の自然環境調査を実施した。現地調査は、比較的自然環境が残されている地域として平成 11 年度から平成 13 年度に調査が実施された地域のうちの 16 の地域で、植物、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類及び底生動物を対象に行った。また、市全域を対象として、植生の分布図を作成した。なお三番瀬については、千葉県が実施した調査結果資料から、船橋市の南部に位置するふなばし三番瀬海浜公園周辺の結果を整理した。

現地調査の結果、植物、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類は、主に市街地から低山の樹林や河川周辺、水田や畑地の耕作地などに生育・生息する種が確認された。魚類、底生動物は、河川の中下流域に生息する種や水田や湿地に生息する種が中心であり、そのほか、里山の細流などに生息する種が確認された。三番瀬では、鳥類が 73 種、魚類が 37 種、底生動物が 95 種確認されている。

また、環境省レッドリストまたは千葉県レッドデータブックの掲載種、「種の保存法」の指定種を重要種として取りまとめた。植物では、主に樹林で見られる種の確認が多く、ジュウニヒトエなどの明るい雑木林や林縁などで見られる種も確認された。また、哺乳類では、イネ科の背の高い草地を営巣に利用するカヤネズミが確認された。その他、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類では、オオヨシキリ、ニホンアカガエル、ニホンスッポン、コオイムシなどの主に水辺環境やその近辺で見られる種が多く確認され、魚類、底生動物では、ドジョウ、スジエビなどの水田、湿地、池沼、中下流域の河川で見られる種が多く確認された。

○調査で確認できた種数

項目	確認種数		重要種
植物	142 科	885 種	39 種
哺乳類	8 科	11 種	2 種
鳥類	33 科	80 種	34 種
両生類	4 科	6 種	4 種
爬虫類	8 科	13 種	12 種
昆虫類	177 科	857 種	37 種
魚類	12 科	29 種	10 種
底生動物	73 科	150 種	18 種

前回調査と比較すると、今回の調査では、キンランなどの動植物が地域によっては確認されなかったなど、調査結果に変化が見られた。その原因として、宅地化等による生育地・生息地の減少、耕作していない水田の増加や耕作しないことによる環境の変化、草刈などによる除草や除草剤の使用などが考えられる。

(3) 特定外来生物

平成 25 年から平成 26 年にかけて実施した自然環境調査において、特定外来生物としては、植物では、オオキンケイギクやアレチウリ等 5 種類、両生類ではウシガエル、魚類ではカダヤシ等 3 種類が確認された。

令和 5 年度は、市民等から 137 件の特定外来生物に関する相談があり、特定外来生物の捕獲、駆除方法の説明やアライグマの捕獲ワナの貸し出しを行った。市内では、河川や調整池等でカミツキガメ、公園や住宅地等でアライグマ・セアカゴケグモなど特定外来生物が確認されており、注意が必要である。

こうした特定外来生物が増加すると、もともとその場所にいた動植物の生息数が減少し、生態系のバランスが崩れる恐れがあることから、駆除を行うとともにホームページや X（旧ツイッター）等を通じて特定外来生物の対策について周知、啓発を行っている。

(4) 自然散策マップ

平成 25 年から平成 26 年にかけて実施した自然環境調査の結果を基に、自然を楽しみながら散策するための自然散策マップを 10 コース作成した。環境政策課、各公民館およびインフォメーションセンターで配布している。

(5) 市民参加型モニタリング調査

身近な生きものを探すことを通じて、市民に市内の自然や生き物に触れ、関心を持ってもらうこと及び地域の環境状況の変化を把握することを目的に「指標種を用いたモニタリング」を実施している。令和 5 年度は指標種 15 種を調査対象としてモニタリングを実施した。また、指標種以外の生きもの（家庭内で育てられたものを除く）についても報告の対象とした。

6 環境学習・啓発

身近な環境についての学習、自然の大切さを学ぶ環境学習や望ましい環境像の実現のため、市民・事業者との協働による様々な環境保全活動や環境情報の発信により、啓発を実施している。

(1) セミのぬけがら調査

環境学習の一環として小学生以上の市民を対象に、セミのぬけがらの集め方、分類の仕方を実際に行い種類を調べることで市内の自然環境を学び、最後に標本を作成する。

(2) ふなばし環境フェア

環境月間行事として、環境に対する理解と関心を深めるため、ふなばし環境フェア実行委員会主催で、平成 10 年度から環境団体や事業者による環境保全活動の紹介、環境を理解するためのパネル展示、体験コーナー

環境部

等を実施している。

平成 30 年度からふなばし三番瀬環境学習館を会場に開催している。

(3) 環境パネル展

環境問題を身近に感じてもらうため、市主催で環境団体・事業者等の活動をパネルで紹介している。

(4) ふなばし三番瀬クリーンアップ

三番瀬の清掃と自然観察会等を通じて、三番瀬の保全を図るとともに三番瀬に対する理解と関心を深めるため、ふなばし三番瀬クリーンアップ実行委員会主催で、平成 13 年度からふなばし三番瀬海浜公園前の砂浜を会場に実施している。

令和元年度からマイクロプラスチック調査も併せて実施している。

(5) 環境新聞「エコふなばし」

環境に対する理解と関心を深めるため、市の現状や現在行っている取り組み、読者に実施してもらいたい対策等、環境に関する幅広い話題を掲載している。

令和 5 年度は環境新聞「エコふなプラス」を発行し、更なる環境情報の提供を実施している。

(6) 親子自然散策会

「自然散策マップ」を基に作成した散策コース内の植物や動物の説明を受けることで、市内の貴重な自然環境に触れて、身近な自然への関心・理解を深め、豊かな生物多様性と自然の恵みを未来につなぐことを目的として開催している。令和 5 年度は春（小室コース）と秋（松が丘・木戸川コース）に各 1 回開催した。

(7) ふなばしエコカレッジ

令和 4 年度より、自然環境を中心に環境に関するテーマを幅広く学び、地域での環境保全活動に取り組む人材を育成することを目的に、「ふなばしエコカレッジ」を開講している。生物多様性に関する知識や船橋の自然の豊かさ等を学ぶため、環境に関する学識者の講義や市内各所でのフィールドワークなどを実施している。

7 ふなばし三番瀬環境学習館

ふなばし三番瀬環境学習館は、「知る」「考える」「学ぶ」の 3 つのゾーンで構成され、三番瀬の魅力を体感しながら、三番瀬や環境について家族や友達と楽しく学ぶことができる施設である。三番瀬の魅力を活かした自然体験や環境学習のできる場として、ふなばし三番瀬海浜公園旧余熱棟（温水プール棟）を改修し、平成 29 年 7 月にオープンし、指定管理者である、FSP グループが施設管理・運営を行っている。

同館は、市内外の小学校等から年間約 8,000 人の校外学習を受け入れている。また、令和 6 年度から全国の小学校で使用する理科の教科書（大日本図書「たのしい理科 6」、啓林館「わくわく理科 6」及び東京書籍「新しい理科 6」）に、環境について学ぶことができる施設として掲載された。

干潟や海浜公園に出て動植物を観察するフィールドワークやキッチンスタジオを活用した食育のワークショップなどの、毎週末に開催される独自性の高いワークショップや、年に 4 回開催される特別展や企画展により、多くの参加者が三番瀬の魅力を感じることができる機会を創出している。

○施設の概要

1 階	(有料施設) 常設展示ホール、キッチンスタジオ (その他施設) 受付、事務所、ラウンジ、カフェ・レストラン
2 階	(有料施設) サイエンスラボ (その他施設) 多目的ホール、研修室、生物多様性情報室

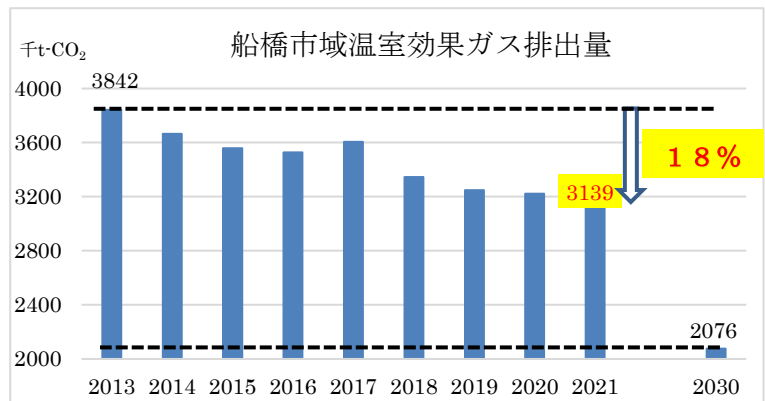
8 地球温暖化対策

地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの排出量削減のための取り組みが不可欠である。本市における地球温暖化対策としては、平成 20 年 3 月に「船橋市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、平成 21 年 3 月には船橋市地球温暖化対策地域協議会を設立した（令和 4 年 4 月に船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会に名称を変更）。さらに、平成 20 年 3 月の「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」の改正により、中核市を含む特例市以上において温室効果ガスの排出量削減のための施策等を含めた新たな計画の策定が義務付けられ、平成 24 年 3 月に令和 2 年度を中期目標とする「船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。

また、令和 3 年 3 月に温室効果ガス排出量削減の中期目標を平成 25 年度比で令和 12 年度までに 26%削減、2050 年ゼロ・カーボンを目指す新たな「船橋市地球温暖化対策実行計画」を策定した。令和 4 年 7 月には令和 12 年度までに温室効果ガスの削減量を平成 25 年度比で 46%削減とする中期目標値の引き上げを実施した。

なお、市域からの温室効果ガスの排出量は、最新値の令和 3 年度において 3,139 千 t-CO₂ で、平成 25 年度の 3,842 千 t-CO₂ と比較すると約 18%減少している。

○温室効果ガス排出量経年変化



○目標達成のための施策の柱

- ①市民の環境配慮行動の普及・啓発
- ②低炭素なライフスタイルへの転換
- ③事業活動における環境配慮の普及
- ④低炭素化に向けた設備投資の促進
- ⑤交通の低炭素化推進
- ⑥環境負荷の少ない都市形成の推進
- ⑦気候変動への適応
- ⑧地球温暖化対策に取り組むひとづくり

○市域における温室効果ガスの削減目標

	目標削減率 (平成 25 年度比)	目標削減量
中期目標 (令和 12 年度)	46 %	1,766 千 t-CO ₂
長期目標 (令和 32 年)	意欲的な目標として ゼロ・カーボンに挑戦	

(1) 太陽光発電システム・省エネ設備設置費補助金の交付

温室効果ガスの削減及びエネルギー対策として、住宅用太陽光発電システム及び燃料電池等の省エネ設備の設置費用を一部補助している。

○令和 5 年度補助金額及び交付件数

補助対象設備（補助金額）	補助金交付件数
太陽光発電システム（1.5 万円/kW 上限 6 万円）	107 件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）（10 万円）	31 件
定置用リチウムイオン蓄電システム（7 万円）	221 件
太陽熱利用システム（5 万円）	0 件

環境部

補助対象設備（補助金額）	補助金交付件数
電気自動車充放電設備（V2H）（上限 25 万円）	15 件
電気自動車（太陽光併設 10 万円、太陽光・V2H 併設 15 万円）	19 件
プラグインハイブリッド自動車 （太陽光併設 10 万円、太陽光・V2H 併設 15 万円）	11 件
集合住宅用充電設備（1 基あたり上限 50 万円）	0 件

○これまでの補助対象設備と期間

補助対象設備	平成										令和				
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
太陽光発電システム	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
エコウィル	●	●	●	●	●										
エコキュート	●	●	●	●	●										
エコジョーズ	●	●	●	●	●										
家庭用燃料電池システム（エネファーム）				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
定置用リチウムイオン蓄電システム					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）					●	●	●	●							
電気自動車充放電設備（V2H）					●	●	●	●						●	●
電気自動車														●	●
プラグインハイブリッド自動車															●
集合住宅用充電設備															●
太陽熱利用システム							●	●	●	●	●	●	●	●	●
地中熱利用システム									●						

（２）緑のカーテン事業

家庭でできる温暖化対策の一環として、夏季にゴーヤ等のつる性植物で南側の窓を覆って日差しをさえぎることによって、室温の上昇を防ぎ、冷房にかかる電気量の節減を図る緑のカーテン事業を平成 20 年度から実施し、市民及び公共施設へゴーヤの苗を配布している。また、緑のカーテン事業を促進するため、平成 21 年度からは市と船橋市地球温暖化対策地域協議会（現：船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会）で緑のカーテンコンクールを実施した。令和元年度からはより多くの方に緑のカーテンに取り組んでいただくために、抽選で景品が当たるキャンペーンを行い、希望者には作品の写真展示を実施している。

○令和 5 年度ゴーヤ苗配布数	計 1,800 株	○令和 5 年度キャンペーン応募数	87 件
市民への配布	1,141 株	○写真展示応募件数	38 件
事業所・公共施設への配布	659 株		

(3) 船橋市地球温暖化防止活動推進員の派遣

地域における地球温暖化防止に関する意識の高揚及び地球環境保全活動の推進を図るため、平成 21 年度から市内の市民活動団体や町会・自治会等が実施する学習会、研修会などに講師（船橋市地球温暖化防止活動推進員）を派遣している。

○令和 5 年度派遣数 10 回

(4) 環境家計簿の配布

電気とガスの使用量から、家庭での二酸化炭素排出量を簡単に計算し、地球温暖化防止への意識を深めてもらうため、平成 20 年度に環境家計簿「ふなばしエコノート」を作成、令和元年度からは食品ロスダイアリーと統合したエコノートを作成し公開している。

(5) ふなばしエコオフィスプランの推進

市役所は市内で最大級の事業者であり、エネルギーの消費や環境に対する負荷も大きいことから、環境への負荷の低減、環境保全意識の向上、さらには経費の削減等を図るため率先して行動をとる必要がある。こうしたことから、平成 10 年 10 月に「船橋市環境保全率先行動計画（ふなばしエコオフィスプラン 21）」を策定した。

その後、「温対法」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく取組みを含めるものとして、平成 15 年 4 月に「船橋市環境保全率先行動計画（ふなばしエコオフィスプラン）」に改めている。さらには、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」の改正により、市長部局・教育委員会・医療センターの組織体区分でエネルギー使用量等の実態把握と定期報告が義務付けられたことを受け、平成 23 年 3 月に「船橋市地球温暖化対策実行計画（第 3 次ふなばしエコオフィスプラン）」、平成 27 年 11 月に「第 4 次ふなばしエコオフィスプラン」に改定した。

また、令和 3 年 3 月に「第 5 次ふなばしエコオフィスプラン」として改定し、平成 27 年 3 月に策定した「船橋市再生可能エネルギー等導入方針」の基本理念や導入方針を計画に組み込み、再生可能エネルギーの導入や活用を推進するとともに、各職場にエコオフィスリーダーを設置して一層の省エネを推進することとした。令和 4 年 10 月には各目標値の見直しを行い、令和 12 年度までの温室効果ガス排出量については、平成 25 年度と比較した削減率を 20%から 48%に引き上げている。

○第 5 次ふなばしエコオフィスプラン取組状況

評価項目	目標値（令和 12 年度）	令和 4 年度実績値
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	78,000 以下	132,822
エネルギー使用量(kl)	9,300 以下	25,964
用紙の購入量(t)	470 以下	522.7
本庁舎から排出される年間のごみの総量(t)	120 以下	133.9

9 再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入の促進

市公共施設を対象に再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を推進し、地球温暖化の主な原因となる温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。令和 5 年度は避難所施設に指定されている市内小中学校、特別支援学校、公民館の計 4 6 施設に太陽光発電設備の設置を実施している。

環境部

○再エネ・省エネ設備設置状況

令和 5 年度再生可能エネルギー設備等の新規設置状況

設備分類	施設名	出力等	設備分類	施設名	出力等
太陽光発電	湊町小学校	65.60kW	太陽光発電	古和釜小学校	55.10kW
太陽光発電	宮本小学校	65.60kW	太陽光発電	大穴小学校	74.90kW
太陽光発電	若松小学校	65.60kW	太陽光発電	豊富小学校	45.20kW
太陽光発電	峰台小学校	74.90kW	太陽光発電	小室小学校	74.90kW
太陽光発電	市場小学校	35.30kW	太陽光発電	塚田南小学校	25.40kW
太陽光発電	葛飾小学校	65.00kW	太陽光発電	船橋中学校	55.10kW
太陽光発電	八栄小学校	74.90kW	太陽光発電	若松中学校	25.60kW
太陽光発電	高根東小学校	55.10kW	太陽光発電	行田中学校	15.50kW
太陽光発電	二和小学校	55.10kW	太陽光発電	法田中学校	84.80kW
太陽光発電	八木が谷小学校	55.10kW	太陽光発電	旭中学校	55.10kW
太陽光発電	咲が丘小学校	25.40kW	太陽光発電	二宮中学校	45.20kW
太陽光発電	金杉台小学校	55.10kW	太陽光発電	飯山満中学校	5.60kW
太陽光発電	法典東小学校	94.70kW	太陽光発電	芝山中学校	45.20kW
太陽光発電	法典西小学校	25.40kW	太陽光発電	七林中学校	74.90kW
太陽光発電	行田東小学校	45.20kW	太陽光発電	三山中学校	65.00kW
太陽光発電	行田西小学校	55.10kW	太陽光発電	習志野台中学校	74.90kW
太陽光発電	前原小学校	35.30kW	太陽光発電	古和釜中学校	74.90kW
太陽光発電	飯山満南小学校	35.30kW	太陽光発電	大穴中学校	74.90kW
太陽光発電	薬円台小学校	84.80kW	太陽光発電	小室中学校	55.10kW
太陽光発電	薬円台南小学校	35.30kW	太陽光発電	船橋特別支援学 校金堀校舎(中 学部・高等部)	94.70kW
太陽光発電	三山小学校	94.70kW	太陽光発電	船橋特別支援学 校高根台校舎 (小学部)	35.30kW
太陽光発電	三山東小学校	45.20kW	太陽光発電	海神公民館	5.60kW
太陽光発電	高根台第二 小学校	55.10kW			
太陽光発電	習志野台第二 小学校	84.80kW			

2 環境保全

【環境保全課】

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下といったいわゆる典型 7 公害に纏わる産業型公害や都市・生活型公害等を抑制し、市民の良好な住環境と快適な生活環境を確保するため、監視体制の整備及び発生源に対する指導を行っている。

1 法律、県・市条例等による規制等

(1) 船橋市環境保全条例

○工場等における公害の防止に関する規制

各事象（大気（ばい煙、粉じん）・水質・地盤沈下等・騒音・振動・悪臭）毎に定めた特定施設の設置又は内容の変更等について、その届出の受理及び規制基準に基づく規制及び指導を行っている。

○特定行為に関する規制

屋外燃焼行為の禁止、特定建設作業などの特定行為について基準に基づく規制及び指導を行っている。

(2) 船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例

事業者の創意工夫により、揮発性有機化合物（VOC）の排出及び飛散抑制対策の自主的取組を促進させ、光化学スモッグなどの原因となる VOC の排出抑制を図っている。

(3) 千葉県環境保全条例

揚水施設の設置許可申請及び使用届出書の受理並びに許可基準に基づく規制及び指導を行っている。

(4) 大気汚染防止法

大気汚染防止法に係るばい煙発生施設、VOC 排出施設、水銀排出施設及び一般粉じん発生施設等の設置又は内容の変更等について、その届出の受理と排出基準に基づく規制及び指導を行っている。また、特定粉じん排出等作業について、石綿（アスベスト）除去等に係る作業基準に基づく指導を行っている。

(5) 悪臭防止法

悪臭公害について、敷地境界及び気体排出口における特定悪臭物質の濃度を規制している。さらに「千葉県悪臭防止対策の指針」に基づき官能試験法による調査、指導を行っている。

(6) 騒音規制法及び振動規制法

騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設の設置等について、その届出書の受理と規制基準に基づく規制及び指導を行っている。

(7) 水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法

水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法に係る特定施設等の設置及び内容の変更等について、届出の受理及び排水基準に基づく規制及び指導を行っている。

(8) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設等の設置及び内容の変更等について、届出の受理と規制基準に基づく規制及び指導を行っている。

(9) 土壤汚染対策法

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更を契機に土壤汚染が確認された場合には、土壤汚染対策法による区域の指定・対策等の規制及び指導を行っている。

2 公害の種類別苦情発生状況

近年の苦情は大規模な工事や工場・事業所等に由来するものが減少し、住居系地域における建設工事や法令の規制対象外の施設等に由来するものが増加している。

環境部

○公害の種類別苦情件数

区分 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	計
2	24	0	151	12	54	0	0	241
3	26	0	159	38	52	0	0	275
4	39	0	210	42	47	0	0	338
5	31	0	241	18	39	0	0	329

3 公害の種類別対策

(1) 大気汚染

大気汚染防止対策を推進するため、大気汚染防止法に基づく大気の大気汚染状況を常時監視し、大気環境状況の的確な把握に努め、光化学スモッグ等緊急時における対応や発生源に対する規制及び指導を行っている。

○大気の常時監視

大気の大気汚染状況を常時監視するため、一般環境大気測定局（一般局）及び自動車排出ガス測定局（自排局）において、二酸化硫黄、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の汚染物質濃度を測定し、環境基準値の適合状況の評価するとともに、光化学スモッグ注意報等の発令やPM2.5高濃度注意喚起等を行い緊急時に備えている。

○環境基準達成状況（令和5年度）

項目		二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素		一酸化炭素	
環境基準		1時間値の1日 平均値が 0.04ppm以下かつ 1時間値が 0.1ppm以下		1時間値の1日平均 値が 0.10mg/m ³ 以下 かつ1時間値が 0.20mg/m ³ 以下		1年平均値が 15μg/m ³ 以下かつ 1日平均値が 35μg/m ³ 以下	1時間値が 0.06ppm以下	1時間値の1日平均 値が0.04ppm ～0.06ppmのゾ ーン内又はそれ 以下		1時間値の1日平均 値が10ppm以下 かつ1時間値 の8時間平均値 が20ppm以下	
区分	測定局名	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	県環境 目標値	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価
一般局	印内	○	○	×	○	○	×	○	○	—	—
	豊富	○	○	○	○	—	×	○	○	—	—
	丸山	—	—	○	○	—	×	○	○	—	—
	高根	—	—	○	○	—	×	○	○	—	—
	高根台	○	○	○	○	○	×	○	○	—	—
	前原	—	—	○	○	—	×	○	○	—	—
	若松	—	—	○	○	—	×	○	○	—	—
	南本町	—	—	○	○	—	×	○	○	—	—
一般局環境基準 達成率		100%	100%	88%	100%	100%	0%	100%	100%	—	—
自排局	海神	—	—	○	○	—	—	○	○	○	○
	日の出	—	—	○	○	○	—	○	○	○	○
自排局環境基準 達成率		—	—	100%	100%	100%	—	100%	100%	100%	100%

※データ検証の結果、後日修正されることがある。

※二酸化窒素の県環境目標値の達成状況は、千葉県環境目標値（日平均値の98%値が0.04ppm）による評価である。

○有害大気汚染物質調査

高根台測定局（一般環境）及び日の出測定局（沿道）で毎月1回ベンゼン等21物質を対象に有害大気

汚染物質モニタリング調査を行っている。令和 5 年度の調査結果では、環境基準が定められている 4 物質及び指針値が定められている 11 物質全てにおいて基準を下回っていた。

○光化学スモッグ対策

光化学オキシダントにより大気汚染の状況が悪化した場合は、市民等に注意喚起を行うとともに協力工場に対し燃料削減等の要請を行っている。

○光化学スモッグ注意報発令状況（令和 5 年度）

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	計
葛南地域	0	1	0	3	0	0	0	4

○立入検査

法令に基づく規制基準の遵守徹底を図るため、工場等に対し、ばいじん及び窒素酸化物等のばい煙測定と、特定施設の管理及び稼働状況等の確認のための立入検査を行った。またアスベストの飛散防止のため、適正な除去等の確認を行う目的で、解体現場等に立入検査を行った。注意を行った事項は、掲示板の不設置及び事前調査に関する記録の写しが現場に備え置かれていない不備であり、いずれも軽微な内容であった。

○大気汚染防止法に基づく工場等立入検査結果（令和 5 年度）

立入検査		基準超過		行政指導	
企業数	施設数	法令	市協定	勧告	注意
15	25	0	0	0	0

○大気汚染防止法に基づく石綿（アスベスト）立入検査結果（令和 5 年度）

立入検査	立入検査	行政指導	
(届出対象)	(届出対象外)	勧告	注意
20	75	0	59

(2) 悪臭

悪臭公害に対応するため、工場等に立入検査を行い、臭気の発生状況について調査を行った。

○悪臭立入検査状況（令和 5 年度）

立入検査に	基準超過		行政指導	
係る測定件数	法令	千葉県指導目標値	法令	千葉県指導目標値
10(7)	0	1(1)	0	1(1)

備考：() は事業所数

(3) 騒音・振動

騒音・振動公害に対応するため、発生源に対し必要に応じ改善等の指導を行っている。また、自動車騒音・道路交通振動調査及び航空機騒音調査を実施し、騒音・振動に関する環境基準の適合状況等を評価した。

○自動車騒音調査

道路に面する地域においては、自動車騒音の測定結果をもとに面的評価（沿道の評価区間毎に、沿道から 50m 以内の住居に対して、環境基準を満たす住居の割合で評価する方法）を行った。

令和 5 年度の結果（国道 5 路線・県道 15 路線）は、評価区間全体の住戸のうち、89.6%が昼夜とも環境基準を満足する結果となった。

環境部

○道路に面する地域騒音の環境基準達成状況（令和 5 年度）

評価対象	住居戸数（戸）					割合（％）			
	住居等 戸数	昼夜間 基準値以下	昼間 基準値以下	夜間 基準値以下	昼夜間 基準値超過	昼夜間 基準値以下	昼間 基準値以下	夜間 基準値以下	昼夜間 基準値超過
全体	30,832	27,628	2,145	151	908	89.6	7.0	0.5	2.9
近接空間	11,669	9,772	1,493	21	383	83.7	12.8	0.2	3.3
非近接空間	19,163	17,856	652	130	525	93.2	3.4	0.7	2.7

※近接空間とは、2 車線以下を有する場合は道路端から 15 メートル、2 車線を超える場合は 20 メートルの場所。非近接空間とは、道路端から 50 メートルのうち近接空間以外の場所。

（4）水質汚濁

本市は、昭和 48 年に水質汚濁防止法、及び昭和 60 年に湖沼水質保全特別措置法に基づく政令市となり、工場・事業場に対する規制及び河川等公共用水域の常時監視を行っている。

○公共用水域の常時監視

河川 15 地点及び東京湾船橋地先海域 4 地点で常時監視を行っている。令和 5 年度の調査では、健康項目 27 項目について、海老川（八千代橋）、東京湾船橋地先船橋 1（航路 A）及び船橋 2（船橋沖）の環境基準点等では、すべての項目で基準を下回った。生活環境項目では BOD（河川の指標）、COD（海域の指標）について、海老川（八千代橋）、東京湾船橋地先船橋 1（航路 A）が環境基準点に、船橋 2（船橋沖）が環境基準補助点に指定されており、海老川八千代橋及び船橋 1 では例年どおり基準を下回ったが、船橋 2 では船橋 1 より低い値であるものの、より厳しい基準値のため基準をクリアしなかった。

底質調査は河川 6 地点、海域 3 地点で 5 年ごとに実施しており、今回の調査は令和 7 年度の予定である。

○公共用水域の水質測定点における調査結果（令和 5 年度）

水質測定点	河川（BOD）			海域（COD）	
	海老川 （八千代橋）	真間川 （柳橋）	桑納川 （金堀橋）	船橋 1	船橋 2
環境基準値	10mg/L 以下	10mg/L 以下	8mg/L 以下	8mg/L 以下	3mg/L 以下
75%水質値※	1.8 mg/L	6.0 mg/L	5.1 mg/L	6.5 mg/L	6.3 mg/L

※BOD・COD が環境基準を達成しているか判定する数値。例えば月 1 回の測定の場合、水質の良いものから 12 個並べ、良い方から 9 番目の値が 75%水質値となる。

○生活排水対策事業

公共用水域の水質汚濁の主要因が生活排水であったことから、平成 4 年 3 月に法に基づく「生活排水対策重点地域」の指定を受け、平成 5 年 3 月に「船橋市生活排水対策推進計画」を策定し、平成 23 年 3 月及び平成 29 年 3 月に改定を行った。

○河川等浄化意識の育成

市民に対して「環境フェア」等のイベントや、市ホームページ等を通して、市内の水質汚濁状況及び家庭で出来る浄化対策の実践について啓発活動に努めるとともに、事業者に対しても汚濁負荷量の削減など積極的な努力を求め浄化意識の啓発を図っている。

○立入検査

排水基準に関しては、水質汚濁防止法に定められている排水基準よりも厳しい上乗せ基準が県条例によって適用されている。基準が適用される工場・事業場に対して年間 1～3 回立入検査を実施し、排水基準

を超過している工場・事業場には注意、改善勧告等の行政措置を行っている。また、COD、窒素、リンの総量規制基準等の遵守状況について事業場で記録されている測定結果の報告を求め、監視している。

○水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果（令和 5 年度）

立入検査 実施延べ数	排水基準超 過延べ数	確認検査 超過延べ数	行政措置		
			改善命令	改善勧告	注意
108	16	0	0	12	4

（５）地盤沈下

地盤沈下を未然に防止するため、県条例及び市条例に基づく揚水施設の届出者に対して、地下水の採取を規制している。

○地下水揚水量調査

工業用、建築物用、水道用、農業用等の地下水揚水量調査を行い、地盤沈下対策の基礎資料としている。

（６）地下水汚染

水質汚濁防止法に基づき、市内の地下水の概況調査や既に有機塩素系化合物等の汚染が確認されている地域の地下水の監視を行っている。

（７）土壌汚染

土壌汚染対策法の規定に基づき、有害物質使用特定施設の使用廃止時等における土壌汚染状況調査の指導や、一定規模以上の土地の形質の変更の際に、土壌汚染のおそれの有無を確認している。

また、土壌汚染状況調査の結果、土壌の状態が基準に適合しない場合には、健康被害が生じないよう対策の指導をするほか、汚染された区域の指定・公示・台帳の閲覧を行っている。

なお、令和 5 年度末の時点において指定されている要措置区域は 1 ケ所、形質変更時要届出区域は 11 ケ所である。

（８）ダイオキシン類

ダイオキシン類による環境の汚染の防止等を図るため、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視するとともに、発生源の状況を把握するため、事業所への立入検査を実施し規制・指導を行うなど、環境保全対策を推進している。

○環境調査等

大気環境の測定を実施した南本町局・豊富局及び高根台局では環境基準を下回っている。

水質環境の測定を行った八千代橋・船橋 1 では、水質・底質ともに環境基準を下回っている。

また、地下水（習志野 4 丁目）及び土壌環境（田喜野井小学校）でも測定を行ったが、いずれも環境基準を下回っている。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法では事業用の廃棄物焼却炉（50kg/時以上）などが規制対象施設であり、届出や測定が義務づけられている。市の清掃工場（北部・南部）における自主測定結果では、同法で定められている排出基準を下回っている。

また、西浦下水処理場については、法の規制対象となる南部清掃工場からの流入があるため排水基準が適用され、高瀬下水処理場は法の適用を受けないが、自主測定結果では西浦下水処理場、高瀬下水処理場とも排水基準を下回っている。

環境部

○ダイオキシン類の測定結果（令和 5 年度）

大気（pg-TEQ/m ³ N）			水質（pg-TEQ/L）			底質（pg-TEQ/g）		
測定地点	測定値	環境基準	測定地点	測定値	環境基準	測定地点	測定値	環境基準
船橋 南本町局	0.069	0.6 以下	河川 八千代橋	0.066	1 以下	河川 八千代橋	0.70	150 以下
船橋 豊富局	0.022		海域 船橋 1（航路 A）	0.031		海域 船橋 1（航路 A）	11	
船橋 高根台局	0.021		地下水 習志野 4 丁目	0.0078				
土壌（pg-TEQ/g）			清掃工場(排出ガス)(ng-TEQ/ m ³ N)			下水処理場（放流水）（pg-TEQ/L）		
測定地点	測定値	環境基準	工場名	測定値	排出基準	処理場名	測定値	参考基準
田喜野井 小学校	0.49	1,000 以下	北部	0.000044 ～0.0045	0.1	西浦	0.00038	10
			南部	0.0066 ～0.014	0.1	高瀬	0.00026	

※大気、水質については環境基準値の評価を 1 年間の平均で行っている。

○立入検査（令和 5 年度）

法令に基づく規制基準の遵守徹底を図るため工場等に立ち入り、適用施設について検査を実施している。

・大気

立入検査施設数	基準超過（法令）	行政指導（法令）
6	1	1

・水質

立入検査施設数	基準超過（法令）	行政指導（法令）
1	0	0

適用施設 3 施設のうち 2 施設は特定施設から排出される汚水等が公共用水域に排出されないことから、立入検査を行っていない。

4 環境衛生

（1）動物死体処理（犬・猫等）

犬・猫等動物の死体収集、焼却処分業務を行っている。（委託）

○令和 5 年度

犬猫死体回収数	持ち込み受付件数	犬猫死体処理数
1,790	554	2,344

（2）あき地の雑草除去指導

あき地（宅地化された土地）に繁茂する雑草を除去することにより火災、犯罪の発生を予防し、かつ清潔な生活環境を保持することを目的として「あき地に係る雑草の除去に関する条例」が制定されており、市民からの苦情相談により雑草の繁茂状態、空き地の所有者等を調査のうえ、雑草の除去について助言、指導を行っている。

○令和 5 年度

指導件数	153 件
------	-------

(3) 公衆トイレ

公衆トイレは、市内 4 箇所に設置し維持管理を行っている。また、平成 16 年度より「ふなばし市民トイレ」制度を導入し、用地の確保が難しいなど新たな設置が困難な場合に、民間施設の既存のトイレを「ふなばし市民トイレ」として一般市民に開放していただいている。

○公衆トイレ

No	施設名	所在地
1	小室駅前公衆便所	小室町
2	湊橋脇市民トイレ	湊町 1 丁目
3	船橋駅北口市民トイレ	本町 7 丁目
4	海老川橋脇市民トイレ	宮本 1 丁目

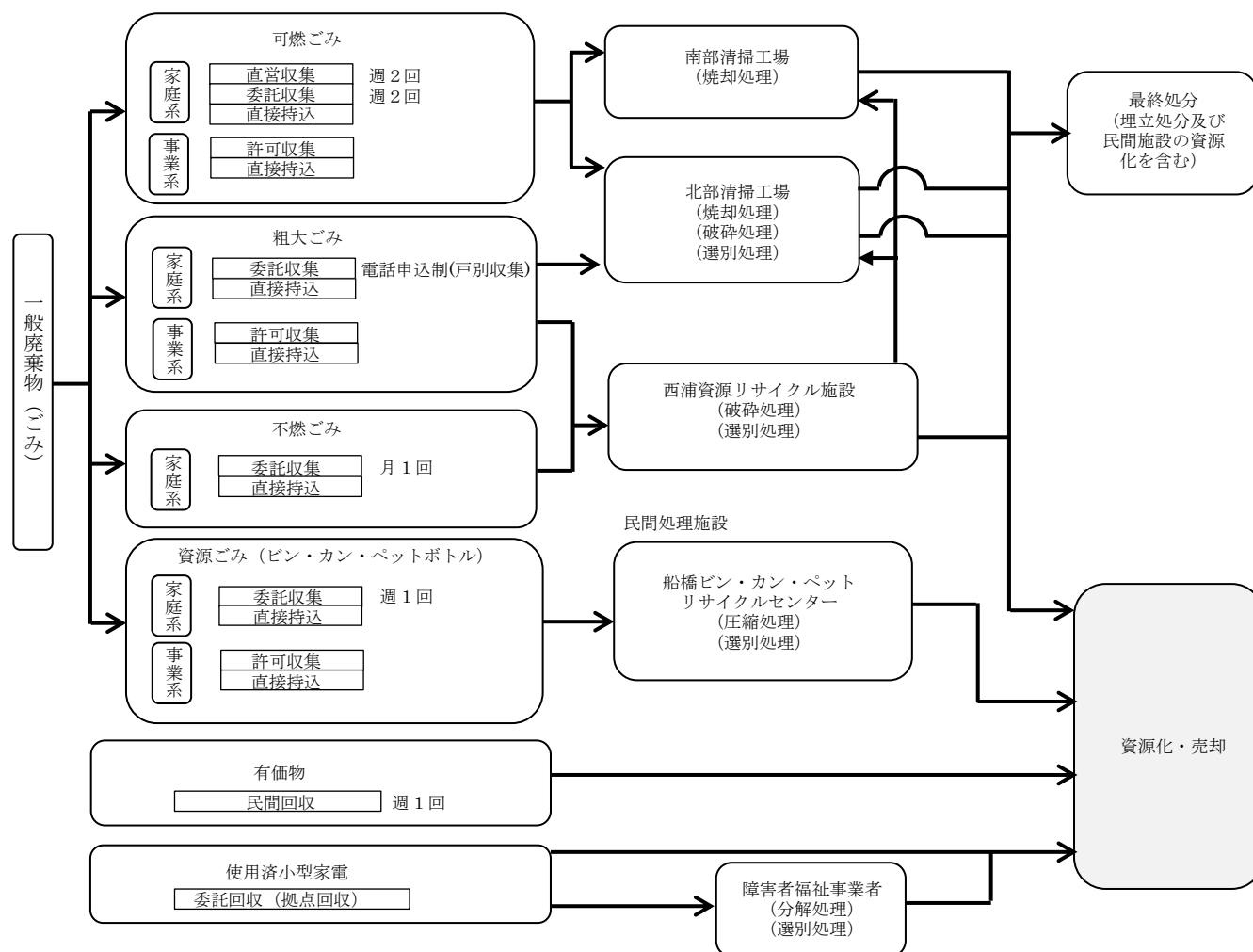
○ふなばし市民トイレ

No	施設名	所在地
1	J R 西船橋駅北口ふなばし市民トイレ	J R 西船橋駅北口駅前プラザビル内（西船 4－2 7－2）
2	京成船橋駅ふなばし市民トイレ	京成船橋駅ショッピングセンター内（本町 1－5－1）

3 ごみ処理

1 ごみ処理体系（令和6年4月1日現在）

【資源循環課】



2 収集方法

【資源循環課】

ごみの減量及び資源化を図るため、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別し収集を実施している。また、古紙などの有価物の民間回収のほか、使用済小型家電の拠点回収を実施している。

（1）可燃ごみ収集

収集は、直営収集と委託収集で行っており、ごみ収集ステーションでの収集である。家庭系可燃ごみ排出量の増加に対する対応や、収集作業の効率化と街の美観を保つため、平成10年4月から指定袋制を導入している。また平成30年10月には、それまでの週3回から週2回へ収集回数を見直しを行った。

（2）粗大ごみ収集

家具、電化製品等（家電リサイクル法の対象品目及びパソコンを除く）の大きなごみについては、平成14年10月より有料化し、電話申込等により週1回5点まで戸別収集方式で委託収集している。

(3) 不燃ごみ収集

陶器類、ガラス類、刃物類等の不燃ごみについては、市指定袋により月 1 回ごみ収集ステーションで委託収集している。

(4) 資源ごみ収集

空ビン、空カン、金属類については、市が提供する袋により週 1 回ごみ収集ステーションで委託収集している。また、ペットボトルは平成 9 年 4 月から平成 24 年 9 月まで拠点回収を行っていたが、平成 24 年 10 月から市が提供する袋により週 1 回ごみ収集ステーションで委託収集している。

(5) 有価物回収

新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、古着、紙パックの有価物は、有価物回収協同組合により週 1 回ごみ収集ステーションでの民間回収を行っている。

(6) 使用済小型家電回収

市内 20 か所に回収ボックスを設置し、小型家電リサイクル法の特定対象品目の委託回収（拠点回収）を行っている。

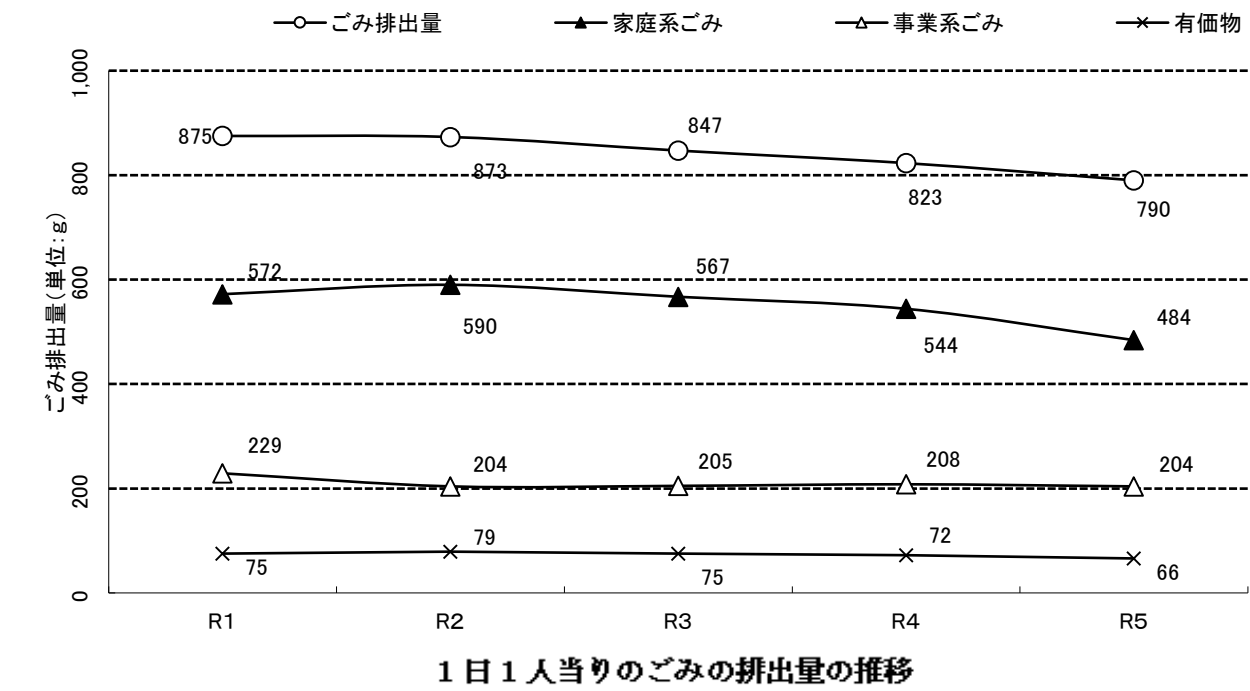
3 ごみの発生量（単位：t）

【資源循環課】

区分		年度		令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
				発生量	発生量	発生量	発生量	発生量	伸率 (%)
可燃ごみ	直営			53,143.49	53,753.08	51,747.57	49,866.44	47,695.82	-4.35
	委託			60,527.12	62,488.22	60,750.59	58,946.31	56,596.73	-3.99
	許可			46,452.20	41,096.29	41,635.21	42,842.16	42,149.77	-1.62
	一般搬入	家庭系		1,431.48	1,175.59	1,054.40	1,104.44	1,013.67	-8.22
		事業系		2,527.24	2,586.27	2,514.93	2,529.63	2,611.68	3.24
		小計		3,958.72	3,761.86	3,569.33	3,634.07	3,625.35	-0.24
	計			164,081.53	161,099.45	157,702.70	155,288.98	150,067.67	-3.36
粗大ごみ 不燃ごみ	委託			6,586.51	7,576.07	7,033.52	6,215.51	5,734.82	-7.73
	許可			546.07	513.44	522.57	400.21	382.48	-4.43
	一般搬入	家庭系		3,221.79	3,804.64	3,646.26	3,370.30	3,497.89	3.79
		事業系		2,539.23	2,326.19	2,300.79	1,834.46	1,901	3.63
		小計		5,761.02	6,130.83	5,947.05	5,204.76	5,398.89	3.73
	計			12,893.59	14,220.34	13,503.14	11,820.48	11,516.19	-2.57
資源ごみ	委託			8,754.35	9,262.70	9,065.71	8,737.36	8,433.18	-3.48
	許可			341.52	250.66	217.34	278.89	295.91	6.10
	一般搬入			15.76	11.38	12.79	14.03	17.25	22.95
	計			9,111.63	9,524.74	9,295.84	9,030.28	8,746.34	-3.14
食品残渣等	許可			1,209.41	987.58	1,067.20	970.31	991.89	2.22
有価物				17,431.36	18,403.13	17,742.43	16,892.60	15,720.37	-6.94
使用済小型家電（拠点回収等）				60.22	78.5	76.07	72.61	67.63	-6.86
西浦処理場汚泥				1,439.75	1,010.81	882.32	926.29	1,094.68	18.18
合計 ※				204,787.74	204,313.74	199,387.38	194,075.25	187,110.09	-3.59
対前年度伸率 (%)				0.67	-0.23	-2.41	-2.66	-3.59	
一人一日当りの排出量 (g) ※				875	873	847	823	790	
各年 10 月 1 日の常住人口 (人)				635,947	639,107	640,906	645,757	647,105	

※「合計」「1 人 1 日あたり排出量」は、「西浦処理場汚泥」を除いた数値である。

環境部



○資源（資源ごみ・有価物）回収（単位：kg）

年度	有価物						資源ごみ		
	新聞	段ボール	雑誌	古着	紙パック	雑がみ	ペットボトル	カン類	ビン類
R1	3,973,520	5,942,020	4,695,790	1,949,730	57,660	812,640	1,815,200	2,770,320	4,526,110
R2	3,444,820	6,983,330	4,786,100	2,190,960	57,890	940,030	1,996,220	2,960,120	4,568,400
R3	3,294,360	7,083,000	4,217,920	2,046,630	70,230	1,030,290	2,087,420	2,851,710	4,356,710
R4	3,056,730	6,933,540	3,812,260	1,858,130	84,690	1,147,250	2,074,910	2,741,240	4,214,130
R5	2,687,830	6,639,110	3,480,320	1,713,930	84,520	1,114,660	2,112,330	2,554,470	4,079,540

※端数処理により合計が一致しないことがある

4 収集運搬車両台数（塵芥車等）（令和6年4月1日現在） 【クリーン推進課】

区分	直営	委託	許可
台数	44 台	92 台	138 台

5 部門別・種類別職員数（令和6年4月1日現在）（単位：人） 【資源循環課】

部門	職種	事務	技術	技能 技労	指導員	計
収集		8(3)	1	110(25)	0	119(28)
管理指導		24	18(2)	18(4)	0	60(6)
計		32(3)	19(2)	128(29)	0	179(34)

部長・参事を含む（ ）内は再任用（内数）

6 委託業者数及び人員（令和 6 年 4 月 1 日現在）

【資源循環課】

区分	業者数	従業員数
塵芥収集委託業者	7 社	188 人
運営・維持管理業務委託業者	3 社	105 人
計	10 社	293 人

※従業員数は収集等の業務に従事する者の数

7 一般廃棄物処理手数料（ごみ関係）

【資源循環課】

(1) 一般家庭（粗大ごみ処理手数料）（単位：千円）

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
①電話等申込による戸別収集	109,703	135,461	129,435	116,469	109,096
②清掃工場等への直接搬入	48,172	58,765	57,215	53,180	48,135
合計	157,875	194,226	186,650	169,649	157,231

①品目により、370 円・740 円・1,110 円・1,480 円の 4 段階の料金（R1 年 10 月より）

②15kg 未満は 150 円、15kg 以上の部分は 150 円／10kg（別途 10%相当額加算）

(2) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物

○処理手数料（単位：千円）

R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5
1,096,010	985,965	999,162	1,025,325	939,299

1kg につき 20 円（別途 10%相当額加算）

8 ごみ処理施設

【資源循環課】

(1) ①北部清掃工場

- 所在地 大神保町 1360 番地 1
- 敷地面積 47,935.58 m²
- 設計施工 荏原環境プラント株式会社
- 処理方式 ストーカー式焼却炉
- 処理能力 381t／日（127t／日×3 基） 粗大ごみ 15t／日
- 発電能力 8,800kW
- 規模 建築面積 9,086.15 m² 延床面積 16,916.31 m²
- 構造 工場・管理棟 鉄骨鉄筋コンクリート造り 6 階建て
- 建設年度 平成 24 年度～平成 28 年度
- 事業費（財源内訳）（単位：千円）

国庫補助金	3,890,802
起債	7,317,900
一般財源	1,522,321
計	12,731,023

環境部

②北部清掃工場余熱利用施設

- 所在地 大神保町 1356 番地 3
- 敷地面積 11,866.33 m²
- 設計施工 荏原環境プラント株式会社
- 規模 建築面積 2,226.31 m² 延床面積 2,115.47 m²
- 構造 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り地上 1 階建て
- 建設年度 平成 24 年度～平成 28 年度
- 事業費（財源内訳）（単位：千円）

一般財源	1,115,518
計	1,115,518

（2）南部清掃工場

- 所在地 潮見町 38 番
- 敷地面積 33,010.78 m²
- 設計施工 JFE エンジニアリング株式会社
- 処理方式 ストーカ式焼却炉
- 処理能力 339t／日（113t／日×3 基）
- 発電能力 8,400 kW
- 規模 建築面積 7,313.31 m² 延床面積 13,147.35 m²
- 構造 工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造り鉄筋コンクリート造り鉄骨造り 6 階建て
- 建設年度 平成 27 年度～令和元年度
- 事業費（財源内訳）（単位：千円）

国庫補助金	7,996,459
起債	15,295,400
一般財源	1,851,513
計	25,143,372

（3）西浦資源リサイクル施設

- 所在地 西浦 1-4-2
- 敷地面積 8,426.55 m²
- 設計施工 極東開発工業株式会社
- 処理能力 不燃ごみ 29t／日 粗大ごみ 34t／日
- 規模 建築面積 2,470.20 m² 延床面積 3,174.74 m²
- 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り、鉄骨造一部鉄筋コンクリート造り地上 3 階建て
（管理棟、工場棟）
- 事業年度 平成 22 年度～平成 24 年度
- 事業費（財源内訳）（単位：千円）

国庫補助金	528,570
起債	120,200
一般財源	1,028,080
計	1,676,850

9 クリーン船橋市民会議

【クリーン推進課】

クリーン船橋市民会議は「私たちのまち船橋を自分たちの手で美しく住みよい街」にして行こうとする市民の組織で昭和 53 年 7 月に発足し、「空カンやタバコを街に捨てない運動から環境思想の普及まで」幅広い運動の推進を目的としている。

毎年 11 月の第 3 日曜日に「船橋をきれいにする日」を市と共催し、道端に投げ捨てられた空カンや空ビン、ごみを拾い集め全市的なクリーン作戦に取り組んでいる。

令和 5 年度「船橋をきれいにする日」実績 約 4,139 人参加 14,390kg の収集量

10 有価物回収の実績と現状について

【クリーン推進課】

私達の住む地球を守り、地球との共生を推進するため、循環型社会の構築が叫ばれるようになった。また各自治体においても廃棄物収集量、処理経費の著しい増大が正常な自治体運営を圧迫するようになり、廃棄物の減量、資源化がより一層提唱されている。

本市においても、多様化し増え続けるごみに対処するため特にごみの減量を目的として昭和 48 年 7 月から町会・自治会・PTA 等の自主的な協力により「有価物回収」と称しごみの減量運動を進めている。

また、昭和 51 年 11 月に回収業者が一体化し「船橋市有価物回収協同組合」を発足、回収業者の協力体制が整った。

なお、昭和 53 年 4 月から令和 4 年 9 月までこの有価物回収事業に対し、協力金を交付し清掃思想の啓蒙を図るとともに、一般廃棄物の減量運動の推進を図っていた。

また、月 1 回の団体回収を、地域ごとの週 1 回のごみ収集ステーション回収に移行し一層の促進を図っている。

回収量の推移については、ごみの発生量・資源回収の項を参照。

11 クリーン船橋 530 推進事業

【クリーン推進課】

○趣旨 「地球的規模で考え、地域レベルで行動する」を理念とした市民参加のごみ減量、リサイクルシステムをつくるため、草の根活動を行う。

○目的 「環境にやさしい美しい街づくり」をテーマにして、市内 24 コミュニティ地区ごとに環境美化、資源リサイクル地区の確立を推進し、もって、ごみゼロ循環型社会の構築をめざす。

○「廃棄物減量等推進員」の選任

任期 2 年 第 15 期推進員人数 477 人 船橋市自治会連合協議会地区連絡協議会が選出。

○推進員の役割

- ① ごみの減量、資源物分別回収における指導等の推進運動
- ② ごみの適正な排出指導と集積所の清潔保持の活動
- ③ 不法投棄防止等（産業廃棄物を含む。）地域環境美化に関する活動
- ④ 地域のごみ処理等の環境の問題点と意見の把握
- ⑤ 環境指導員との連絡調整活動
- ⑥ 市の環境関係 PR 活動への協力

令和 5 年度「クリーン船橋 530 の日」実績 約 5,030 人参加 14,610kg の収集量

4 廃棄物処理の許可及び指導

【廃棄物指導課】

産業廃棄物対策に関する事務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の定めるところにより、本市が平成 15 年 4 月 1 日に中核市に移行したことに伴い、千葉県から移譲を受けた事務である。市民の生活環境の保全のために一般廃棄物処理業許可等の事務と併せて廃棄物の適正処理を図るものである。

1 業の許可と登録

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく解体業及び破碎業の許可並びに引取業及びフロン類回収業の登録に関する事務を行っている。

2 施設の設置許可等

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可、市設置の一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設設置の届出の受理並びに船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（産廃条例）に基づく小規模産業廃棄物処理施設設置許可に関する事務を行っている。また、廃棄物処理法の改正により、平成 30 年度から有害使用済機器の保管等の届出に関する事務を行っている。

3 土砂等を堆積する特定事業の許可

船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（土砂条例）に基づく、土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積に供する区域面積が 500 平方メートル以上又は土砂等の容積が 500 立方メートル以上である特定事業の許可に関する事務を行っている。

4 適正処理の指導

廃棄物処理法、自動車リサイクル法、産廃条例及び土砂条例に基づき、許可業者、登録業者及び許可施設を検査し、適正処理を指導している。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき PCB 廃棄物の保管事業者から届出を受理し、立入検査等により適正保管を指導している。

また、処分期限が定められていることから、未届出の PCB 廃棄物等を把握すべく調査を行い、一日も早い適正処理完了に向けて周知・啓発・指導を行っている。

5 排出事業者に対する指導

廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者から報告を受理している。

また、年間に産業廃棄物を 1 千トン以上排出もしくは特別管理産業廃棄物を 50 トン以上排出した事業者から報告書と計画書を受理し市のホームページで公表することにより、適正処理と排出削減を図っている。

また、建物解体業者等への指導及び特別管理産業廃棄物を排出する病院への指導も行っている。

6 不適正処理の防止

市域内での廃棄物の不法投棄や野焼き等の不適正処理を抑止、防止する対策として、平日昼に加え、夜間や

休日など年間を通じてパトロールを実施して監視している。

＊許可業者の状況等（令和6年3月31日現在）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）		
一般廃棄物収集運搬業		28 者
一般廃棄物処分業		3 者
産業廃棄物収集運搬業	積替え保管有	4 者
	積替え保管無	6 者
産業廃棄物処分業	中間処理	16 者
	最終処分	0 者
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替え保管有	0 者
	積替え保管無	1 者
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理	1 者
	最終処分	0 者
産業廃棄物処理施設設置者（15 条施設）		16 者
有害使用済機器の保管又は処分事業者		2 者

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	
引取業	43 者
フロン類回収業	6 者
解体業	2 者
破砕業	1 者

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（産廃条例）	
小規模産業廃棄物処理施設設置者	6 者

＊届出・報告

産業廃棄物多量排出事業場処理計画書等	101 件
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	5,037 事業場
PCB 廃棄物保管状況等届出	101 件

＊特定事業の許可

船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（土砂条例）	
土砂等の埋め立て等に関する許可等	9 件

＊不法投棄等

野焼き	65 件
不法投棄	218 件
出動等件数	328 件

＊行政処分

産業廃棄物処理業の取消処分	0 件
産業廃棄物処理施設の取消処分	0 件

5 し尿処理・浄化槽対策

1 し尿処理（これまでの経緯） 【クリーン推進課】

昭和 29 年にくみ取りを専業とする業者は市長の許可を得なければならないこととなり、市長が業務を監督する制度が確立された。

当時、人口の増加に伴いくみ取り戸数も増えたことにより作業量が増大したため、くみ取り方式もおけくみからバキューム車に変わり作業の能率の向上が図られた。

このようなことから、昭和 38 年 10 月に協同組合法に基づく協同組合船橋清掃センターが結成され、9 業者を統合一本化し、昭和 41 年 4 月には船橋企業株式会社に組織替えが行われた。

昭和 40 年 6 月には清掃法の一部が改正され、し尿処理は市の直営または委託方式で行われなければならないとされ、市の清掃責任が一段と強化された。

このため昭和 43 年 4 月より委託方式に切替え、さらに同年 7 月には公共性の確保、市民サービスの向上の見地から「(社) 船橋市清美公社」が設立され、これまで苦情の多いし尿問題が解消され環境衛生の向上が図られた。当初、栄町に事務所を確保し、くみ取り業務を行っていたが、昭和 61 年 10 月は潮見町に移転し、業務を行っている。その後千葉県知事の認定を受け平成 24 年 4 月 1 日に公益社団法人の設立登記を完了した。

し尿収集手数料については、諸物価の高騰、収集経費の増加により昭和 49 年、51 年、52 年および 61 年度に料金の改定を行って、現在に至っている。

(1) し尿の収集および処理状況

区分 年度	収集日数	収集回数		収集量 (kl)
		定額制	従量制 (内臨時)	
H30	265	9,109	14,981(4,342)	3,439
R1	263	8,045	14,443(4,448)	3,658
R2	261	7,181	13,233(4,035)	3,304
R3	260	6,485	12,702(4,046)	2,992
R4	261	5,569	11,899(4,204)	2,726
R5	261	4,858	11,138(4,041)	2,461

※収集日数は特別収集を含む

(2) 収集手数料（船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例）

◎一般家庭

〈定額制〉

- 回数割……………2 歳以上の者が 3 人以下の世帯は月 1 回および 4 人以上の世帯は月 2 回まで
1 回につき…………155 円
- 超過回数割…………2 歳以上の者が 3 人以下の世帯で月 1 回および 4 人以上の世帯で月 2 回を超えると
き 1 回につき…………310 円
- 人头割……………2 歳以上の者 1 人につき…………200 円

◎店舗、事務所、学校、寮、アパート等で定額制を採用することが不適当なもの
〈従量制〉

○回数割……………月 2 回まで 1 回につき……155 円

○超過回数割……………月 2 回を超えると 1 回につき……310 円

○処理量割……………10 リットルにつき…54 円

◎収集手数料の徴収方法

昭和 42 年度まではくみ取り業者がそのつど料金を徴収していたが、43 年 4 月から委託制度実施と同時に、市でし尿収集手数料の徴収をしている。収納方法は、金融機関の窓口納付と口座振替による納付を行っている。

(3) し尿処理施設

◎西浦処理場

○位置 船橋市西浦 1-4-1

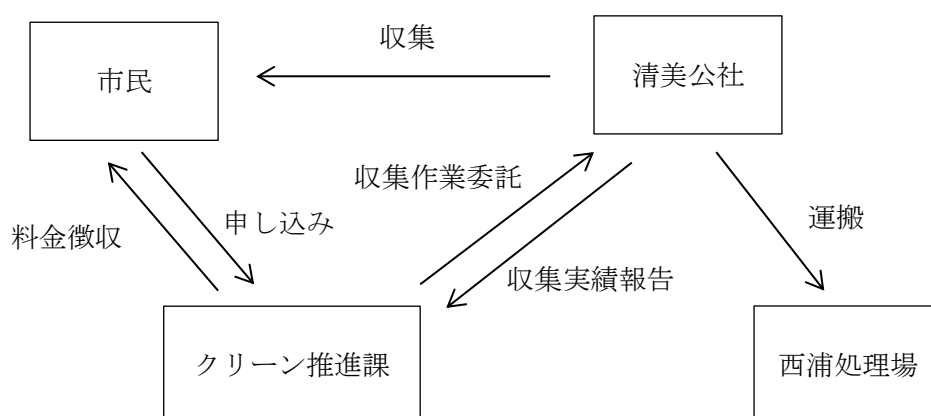
○処理能力 180kl／日

○処理方法 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理設備

○建物概要・構造 鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 2 階建て

○建築延床面積 5,244 m²

(4) し尿収集体系



2 浄化槽による対策

【環境保全課】

下水道が普及していない区域では浄化槽による生活排水の処理が基本となるが、浄化槽が正常な機能を発揮し、その放流水が適正な水質を維持するためには適切な維持管理が必要で、法的にも管理者に対して点検や清掃を有資格登録業者に実施してもらうことが義務づけられている。

平成 15 年 4 月 1 日からは中核市への移行に伴い浄化槽法に関する事務が千葉県から移譲されたことにより、浄化槽保守点検業者の登録に係る条例等を整備し、浄化槽に関する指導等の事務を市単独で行うことができるようになった。

公共用水域の水質汚濁防止を図る浄化槽への補助金は、昭和 63 年度からし尿と家庭雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽を設置する者に対し交付している。平成 13 年度浄化槽法の一部改正により、浄化槽を新設する場合は、合併処理浄化槽を設置することが義務づけられていることから、平成 16 年度以降はし尿のみを処理する単独処理浄化槽からの転換上乗せ補助及び、窒素、リン除去タイプの高度処理型合併処理浄化槽の設置に対する補助を新設し、平成 19 年度には、汲み取り便所からの転換上乗せ補助を追加した。

環境部

また、千葉県内では高度処理型合併処理浄化槽がほぼ標準化してきたことから、平成 24 年度から新築住宅の浄化槽への補助を廃止した。平成 26 年度より、県要綱改正をうけ、建て替えを伴う転換を補助対象としている。

(1) 年度別浄化槽設置基数 (単位：基)

年度	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合計
R1	12,861	12,056	24,917
R2	12,625	11,081	23,706
R3	12,443	10,461	22,904
R4	12,844	10,325	23,169
R5	12 936	9,921	22,857

(2) 令和 5 年度浄化槽清掃件数 (小数点以下四捨五入)

許可業者	区分	清掃件数	
		年間件数	月間平均
公益社団法人船橋市清美公社（船橋市潮見町 16-7）		2,595	216
㈱ヒット千葉支店（船橋市宮本 8-42-4）		1,620	135
㈱エイケン（船橋市米ヶ崎町 729）		4,697	391
船橋興産㈱（船橋市高瀬町 31-2）		3,101	258
合計		12,013	1,001

(3) 年度別合併処理浄化槽補助基数 (船橋市合併処理浄化槽設置事業補助金制度)

年度	基数	補助額 (千円)
R1	8	3,658
R2	3	1,842
R3	4	2,409
R4	6	4,077
R5	5	3,783

(4) 浄化槽保守点検業者の登録数 (船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例)

年度	合計
R1	154
R2	154
R3	143
R4	139
R5	135

6 霊園・葬祭事業

【環境保全課】

1 霊園

昭和 26 年、馬込町に「船橋市馬込霊園」(42,822 m²) を創設した。さらに、市の発展に伴う人口増により、昭和 38 年度に第 1 次拡張 (15,157 m²)、昭和 43 年度に第 2 次拡張 (72,836 m²) を行い、更に昭和 53 年度よ

り第3次拡張（106,285 m²）に着手し、昭和56年12月造成工事が完了した。

その後、市民の多様な要請に応えるべく平成5年度から納骨堂の使用許可を開始すると共に第4次拡張（46,463 m²）も平成7年度から平成15年度で終了し、現在、合計面積283,563 m²の霊園となっている。

また、習志野2丁目の旧陸軍墓地を昭和44年大蔵省から無償貸与を受け、昭和45年度に7,955 m²の整備を完了し「船橋市習志野霊園」として昭和46年5月から使用を開始し、昭和49年4月大蔵省から無償払い下げを受けた。平成5年度には、納骨堂の建設と共に管理事務所の改築を行い、平成6年度から使用を開始した。

市民の多様な墓地需要に応えるべく平成15年には合葬墓や芝生墓地の整備と墓地循環システムの構築を目指すものとして馬込霊園第5次整備計画を策定し、また、市墓地行政の中長期的な方針を定めるため平成29年度に船橋市墓地等基本方針検討委員会を設置のもと、「船橋市墓地等基本方針」を策定した。しかし、墓参集中期における周辺道路の交通渋滞解消や、合葬墓の整備等による墓参車両の増加が交通状況を悪化させないための対策が必要となり、令和元年度にアクセス通路・臨時駐車場の整備、令和2年度に都市計画道路3・3・7号線開通、令和3年度に市営霊園入口交差点の改良が完了した。

平成18年度からは返還墓地の募集を行っており、平成28年度までは平均倍率が10倍を超える状況にあったが、近年は返還数が増え供給数も増やしていることから、平成29年度以降は毎年約60～110区画の返還墓地を抽選で供給した。令和2、3年度は、申し込みのなかった又は辞退があった区画を対象に2次募集を行った。令和4年度以降は2次募集を取りやめ、馬込霊園の6 m²以上を対象に通年で随時募集し、例年9月に上記以外の区画を募集している。また、霊堂の募集は空き待ちの受け付けを行い、空きが出たら申込み順に供給していたが、馬込霊堂は令和3年度から、習志野霊堂は令和4年度からは霊園と同様に抽選とした。令和5年度の霊園及び霊堂を含めた定期募集の平均倍率は1.54倍であった。

○市営霊園霊堂の概要

霊園名	墓地	霊堂
馬込霊園	21,751 区画	1,000 基
習志野霊園	685 区画	300 基
合計	22,436 区画	1,300 基

2 葬祭事業

昭和55年4月1日から四市複合事務組合の発足と同時に葬具等の貸付業務が、旧衛生課内（現・環境保全課）に葬祭事業係（現・霊園管理係）として新設され、祭壇等の貸付及び葬儀用品の頒布ならびに馬込斎場との連絡調整を行っていた。その後に事業の見直しが行われ、平成18年度より祭壇等の貸付のみに業務を縮小し、さらに令和4年度より貸付を無償化し、馬込衛生管理事務所に業務移管された。なお、平成18年度以降、貸付の実績はない。

3 墓地等の経営の許可

墓地及び納骨堂を設置しようとする場合は、墓地・埋葬等に関する法律に基づく経営の許可が必要となるが、平成13年4月に県から事務委譲を受け、更に平成15年からは中核市として、これらの事務を行っている。

○墓地の経営の許可事務委譲後の市内民間墓地等許可件数（令和6年3月現在）

	民間一般墓地	民間合葬式墓地	民間納骨堂
許可件数	31 件	18 件	8 件
許可区画数／収蔵数	34,253 区画	43,257 体	12,960 基